

入札公告（説明書）

令和 8 年 8 月 24 日
東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 宮入 徹往

一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和 8 年 7 月版）』（以下『共通入札公告』という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、『共通入札公告』2-2-1. に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

調達手続の概要

- | | | |
|-----|-------------|---|
| 1. | 契約件名（工事名） | 道東自動車道 串内橋（鋼上部工）工事
【調達機関番号：417 所在地番号：01 品目分類番号 41】 |
| 2. | 工事内容 | 工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』、『設計図』を参照のこと |
| 3. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 宮入 徹往 |
| 4. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課
(住所) 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30
(電話) 011-896-5777
(mail) ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp |
| 5. | 入札方法 | 電子入札または郵送入札 |
| 6. | 単価表の提出 | 必要…入札者に対する指示書[13]を参照のうえ、様式については様式集及び金抜設計書を基に作成すること |
| 7. | 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと |
| 8. | 支払条件 | 前金払の有無：「有」
部分払の有無：「有」 |
| 9. | 競争参加資格要件等 | 『共通入札公告』2-3-1. 及び本書『競争参加資格要件等一覧表』のとおり |
| 10. | 入札手続き日程 | 本書『入札手続き日程』のとおり |
| 11. | 設計業務成果品等の貸与 | 指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「有」 |
| 12. | 材料価格等の掲載 | 掲載資料の有無：「有」 |
| 13. | 見積活用方式の有無 | 「無」 |
| 14. | その他 | 特記事項なし |

以 上

入札手続き日程

入札公告日		令和 8 年 8 月 24 日
1	審査基準日	下記 3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和 8 年 9 月 14 日まで
3	競争参加資格確認申請書の提出期限	【提出期限】 入札公告の日から令和 8 年 9 月 14 日 16 時 00 分まで ※『共通入札公告』2-3-2. ～2-3-4. に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 [電子入札の場合] 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕（6）に示すとおり提出書類を書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕」により契約案件毎に登録したメールアドレスから送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 [郵送入札の場合] 入札者に対する指示書【郵送入札】[9]に従い、書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により本書『調達手続の概要』4. 契約担当部署（以下「契約担当部署」という。）へ提出すること。郵送の場合の提出部数は 2 部とする。 ※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕」により契約案件毎に登録したメールアドレスから送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。
4	競争参加資格確認結果通知日	令和 8 年 10 月 8 日を予定
5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から 7 日以内（休日除く。）の毎日 10 時 00 分から 16 時 00 分まで
6	技術提案書の提出期限	【提出期限】 令和 8 年 10 月 23 日 16 時 00 分 ※『共通入札公告』2-3-5. に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認のうえ提出すること。

		【提出方法】 書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。）により契約担当部署へ提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部を提出すること。※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。
7	技術提案書に関するヒアリング期間	【実施期間】 令和8年11月2日から令和8年11月6日までを予定 【実施場所】 NEXCO 東日本 北海道支社 会議室 又は Web 会議システム
8	改善技術提案書提出期限	【提出期限】 令和8年11月16日 16時00分 【提出方法】 上記6に示す技術提案書の提出方法と同じ
9	技術提案書の採否通知日	令和8年12月10日を予定
10	参考見積書の提出期限	本件競争入札においては非該当
11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
13	入札書の提出期限	【提出期限】 令和9年2月4日 16時00分 ※『共通入札公告』2-4-1. に示す入札に必要な書類を十分に確認のうえ提出すること。なお、本件競争入札においては、諸経費内訳書の提出は不要とする。 【提出方法】 【電子入札の場合】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。 【郵送入札の場合】 入札者に対する指示書【郵送入札】[12]から[17] 及び別添『様式集に定める入札書様式』に従い、書留郵便等（提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により契約担当部署へ提出すること。
14	開札日時	令和9年2月5日 13時30分

15	開札場所	【電子入札の場合】 電子入札システム 【郵送入札の場合】 NEXCO 東日本 北海道支社 入札室
16	本件競争入札に関する 質問受付期間	【受付期間】 入札公告の日から令和 8 年 12 月 28 日 16 時 00 分まで 【受付方法】 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日 16 時までに提出すること。 【受付場所】 契約担当部署 【質問内容の記載上の留意事項】 入札公告 1「競争参加資格確認申請または参加表明される皆さまへ」（P2）に記載の「質問に関する留意事項」（特に、お受けできない内容に関する事項）を十分にご確認のうえ、質問書を提出してください。
17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として 5 日以内（休日を除く。）
18	資料の閲覧（貸与）期間 （設計業務成果品等）	【貸与申込期間】 入札公告の日から競争参加資格確認申請書の提出期限の前営業日までを予定 （休日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで） 【貸与場所】 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30 NEXCO 東日本 北海道支社 【貸与方法】 契約担当部署への事前連絡後、上記に示す貸与場所において電子媒体を貸与する。別添 1「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を事前に 2 部作成し、貸与を受ける際に持参、提出すること。 【返却期限】 返却期限・方法については、共通入札公告（工事）2-5-11. を参照のこと。
19	資料の掲載 （参考積算条件書）	【掲載資料】 ・参考積算条件書（その 1） 入札（見積）参加者が見積作成する際の参考資料として、材料価格掲載予定項目や間接工事費補正区分等を掲載する資料をいう。 ・参考積算条件書（その 2） 入札（見積）参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要材料の材料価格等を掲載する資料をいう。

		【掲載場所】 弊社ＨＰの本件入札公告情報_その他情報に掲載。 【掲載日】 ・参考積算条件書（その１） 入札公告の日に掲載 ・参考積算条件書（その２） 令和９年１月１５日を予定 【その他注意事項】 （１）参考積算条件書は、入札（見積）参加者が見積作成する際の参考資料であり、契約書第１条に規定する設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではない。 （２）本資料に掲載の単価及び内容についての質問・問合せには一切応じられない。 （３）参考積算条件書（その１）に掲載の材料価格掲載予定項目について変更する場合がある。 （４）本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。 （５）本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。 （６）本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等に掲載する。
--	--	--

競争参加資格要件等一覧表

工事件名		道東自動車道 串内橋(鋼上部工)工事			
調達手続の概要	競争契約の方法	一般競争入札方式			
	落札者の決定方法	総合評価落札方式	技術提案評価型		
	評価値の算出方法	加算方式			
	見積活用方式の有無	無			
	入札ボンド	対象			
	履行ボンド	対象			
	JV募集対象	対象			
	審査時期	事前審査			
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①下記に示すすべての工事種別に係る「令和 7・8 年度競争参加資格」を有する者であること。		
		工事種別	鋼橋上部工		
		等級	Ns又はN	Ns又はNで構成する2者JV	
	施工実績	対象となる施工実績	平成23年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受注する企業(以下、「元請」という。)として完成及び引渡し完了した下記の施工実績 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。		
		同種工事	a) 鋼橋の工場製作(自社製作・外注製作問わず) b) ベント併用トラッククレーン(クローラークレーン)工法により最大支間長50m以上ある鋼橋を架設した工事 a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 同種工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、次のイ)又はロ)に該当する場合のみ実績として評価する。 イ)甲型共同企業体の構成員としての実績の場合(乙型の分担工事を甲型とする場合を含む)は、出資比率が20%以上であること。 ロ)乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。 【特定JVを募集する場合】 特定JVを構成する場合、特定JVの代表者にあっては「同種工事」を、特定JVの代表者以外の者にあっては「同種工事」又は「同種工事(緩和)」の施工実績を有するもの。 また、特定JVの甲型とする場合、すべての構成員が2 者JVの場合は30%以上、の出資比率を有し、かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。 なお、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。		
			同種工事(緩和)	a) 鋼橋の工場製作(自社製作・外注製作問わず) b) 鋼橋を架設した工事 a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。	
	本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) 道東自動車道 串内橋基本詳細設計	受注者名) ㈱日本構造橋梁研究所	
			業務名) 道東自動車道 下トマム鵜川橋基本詳細設計	受注者名) 中央コンサルタンツ㈱	
		施工管理業務の受注者	業務名) 令和8年度 道東自動車道 トマム工事区施工管理業務	受注者名) パシコン技術管理㈱	
			業務名) -	受注者名) -	
	その他				
継続契約方式の対象		対象外	対象となる後発工事名(その1)		
			対象となる後発工事名(その2)		

契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件※調達手続き中の配置は不要)	配置予定技術者(現場代理人、主任技術者又は監理技術者)に求める項目	同種工事	①主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。 本工事に対応する建設業法の許可業種： 鋼構造物工事業 なお、監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者の場合を含む)にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 【特定JVを募集する場合】 また、特定JVの場合は構成員毎に資格を有すること。 ②現場代理人、主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成23年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記同種工事の施工経験を有すること(施工経験における従事役職は問わない)。 a) 鋼橋の工場製作(自社製作・外注製作問わず) b) 鋼橋を架設した工事 a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 同種工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、次のイ)又はロ)に該当する場合のみ実績として評価する。 イ)甲型共同企業体の構成員としての実績の場合(乙型の分担工事を甲型とする場合を含む)は、出資比率が20%以上であること。 ロ)乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。 また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。 【JVを募集する場合】 共同企業体を構成する場合は、構成員のうち1者の技術者が工事経験を有すれば良い。																														
	配置予定技術者(設計管理技術者及び照査技術者)に求める項目	資格要件	以下に示す1から7のいずれかの資格を有すること。 <table><tr><td>1 技術士</td><td>総合技術監理部門</td><td>建設一鋼構造及びコンクリート</td></tr><tr><td>2 技術士</td><td>建設部門</td><td>鋼構造及びコンクリート</td></tr><tr><td>3 上記2のいずれかと同等の能力と経験を有する者※1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4 国土交通省登録技術者資格</td><td>橋梁</td><td>計画・調査・設計</td></tr><tr><td>5 RCCM</td><td>鋼構造及びコンクリート</td><td></td></tr><tr><td>6 土木学会認定土木技術者</td><td>特別上級土木技術者</td><td>鋼・コンクリート</td></tr><tr><td></td><td>上級土木技術者コースA</td><td>鋼・コンクリート</td></tr><tr><td></td><td>1級土木技術者コースA</td><td>鋼・コンクリート</td></tr><tr><td>7 土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースB</td><td>鋼・コンクリート</td></tr><tr><td></td><td>1級土木技術者コースB</td><td>鋼・コンクリート</td></tr></table> ※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあつて、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。 ※ 上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。	1 技術士	総合技術監理部門	建設一鋼構造及びコンクリート	2 技術士	建設部門	鋼構造及びコンクリート	3 上記2のいずれかと同等の能力と経験を有する者※1			4 国土交通省登録技術者資格	橋梁	計画・調査・設計	5 RCCM	鋼構造及びコンクリート		6 土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	鋼・コンクリート		上級土木技術者コースA	鋼・コンクリート		1級土木技術者コースA	鋼・コンクリート	7 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	鋼・コンクリート		1級土木技術者コースB	鋼・コンクリート
	1 技術士	総合技術監理部門	建設一鋼構造及びコンクリート																														
2 技術士	建設部門	鋼構造及びコンクリート																															
3 上記2のいずれかと同等の能力と経験を有する者※1																																	
4 国土交通省登録技術者資格	橋梁	計画・調査・設計																															
5 RCCM	鋼構造及びコンクリート																																
6 土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	鋼・コンクリート																															
	上級土木技術者コースA	鋼・コンクリート																															
	1級土木技術者コースA	鋼・コンクリート																															
7 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	鋼・コンクリート																															
	1級土木技術者コースB	鋼・コンクリート																															
その他		—																															

技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

技術提案評価型				技術評価点(満点)		30点	
評価項目				評価点	配点	履行確認対象項目	
技術提案	性能・機能等	性能・機能（品質管理）	場所打ちＰＣ床版のコンクリートの品質向上に資する施工管理方法に関する提案	15点	30点	○	
	社会要請	特別な安全対策	串内橋の横桁設置足場及び床版足場の設置作業時、足場存置期間、足場撤去作業時における足場の転落防止に関する提案	15点		○	

評価は、評価項目ごとに各評価者が下表の評価基準に基づき行い（採否及び評価点の付与）、各評価者の評定点の和を評価者数で除した値をその技術評価項目の評定点とする。（小数第4位以下切捨て）

評価	評価基準	評価点
優	内容が具体的で確実な効果が期待できる優れた提案である	15.00点
良上	優と良の中間の提案である	11.25点
良	内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である	7.50点
良下	良と可の中間の提案である	3.75点
可（評価無）	内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である	0点
提案無	技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。	
不採用	技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を示している。	

◇留意事項

① 求める評価項目に対する技術提案の全て又は一部が、本工事の設計図書に適合しない、関連法令に抵触する若しくは本工事で採用できない場合、当該技術提案を不採用とする。

② 技術提案に記載する文字の大きさは12ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること。

③ 技術提案書は、求める評価項目ごとにA4版片面1頁で記載すること。

④ 求める評価項目に対する技術提案を不採用とした場合、提出された技術提案書で示されている不採用の場合の標準案による施工意思に従い対処するものとする。

⑤ 添付資料を参照しないと当該技術提案の評価が不能である場合、当該技術提案を不採用とすること。

⑥ 技術提案の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価には用いない。

⑦ 技術提案に関する標準案は次のとおり。

(1)「場所打ちPC床版のコンクリートの施工管理方法に関する提案」
東日本高速道路㈱の「設計要領 第二集 橋梁建設編及びコンクリート・構造物施工管理要領」の関連項目に基づいて行うもの。

(2)「串内橋の横桁設置足場及び床版足場の設置作業時、足場存置期間、足場撤去作業時における足場の転落防止に関する提案」
土木工事共通仕様書、割掛対象参考内訳書、参考図の関連する項目に基づいて行うもの。

⑧ 本工事における過度なコスト負担を要する提案は、下記の事例を想定している。

- ・設計図書（参考図を除く）において示された仕様の変更を伴う提案（トンネル構造の変更・材料の変更など）
- ・施工管理要領などで規定する基準以上の管理手法の提案

なお、評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない。